

令和 8 年度障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金（以下「補助金」という。）は、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号。以下「財務規則」という。）及び秋田県健康福祉部障害福祉課関係補助金等交付要綱に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 物価高騰に伴う障害者支援施設等の負担軽減を図るため、光熱水費等に対して補助する。

(補助対象者)

第 3 条 別表のサービス種別の事業を行う者

(補助対象施設)

第 4 条 申請開始日時点で運営を継続している別表に掲げる施設とする。

(補助基準額)

第 5 条 サービス種別ごとの基準額は、別表に定める額とする。なお、基準日は申請開始日とする。

(補助率)

第 6 条 補助基準額の $1/2$ 以内とする。

(申請及び実績報告)

第 7 条 この補助金の交付を申請する者は、様式第 1 号による申請書（財務規則第 247 条の規定による。）及び実績報告書（財務規則第 255 条の規定による。）を令和 9 年 1 月 15 日まで知事に提出するものとする。

(変更手続)

第 8 条 事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更（補助事業の 20% 以内の軽微な変更を除く。）して追加交付等の申請を行う場合には、別紙様式第 2 号による申請書に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第 9 条 知事は、この補助金について、事業者から第 7 条による申請手続又は第 8 条による変更手続があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、交付す

べき額の交付決定を行い、財務規則第250条の規定により交付決定の通知をするものとする。

（不支給決定通知書）

第10条 知事は、前条の申請を審査し、補助金を支給することが不適当と認めるときは、補助金の不支給を決定し、障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（状況報告）

第11条 知事は、補助事業の実施に関して、補助対象者に対し、報告を求めることができる。

（不当利益の返還）

第12条 知事は、補助金の支給を受けた後に申請に係る対象施設が支給要件に該当しないことが明らかとなった者又は申請内容を偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けた者に対して、すでに支給した補助金の返還を求めるものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月8日から施行する。

別表 光熱水費等助成に関する補助対象及び補助基準額

区分	サービス種別	基準額
入所系	共同生活援助（日中サービス支援型）、福祉型障害児入所施設、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助（介護サービス包括型）、共同生活援助（外部サービス利用型）、短期入所（空床型を除く。）	定員1名当たり13,600円に基準日時点の定員数を乗じた額
通所系	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、就労選択支援	定員1名当たり9,400円に基準日時点の定員数を乗じた額
訪問・相談系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援	1事業所当たり104,000円
備 考 1 空床利用型の短期入所事業所は補助対象外とする。 2 自治体の直営施設は対象外とする。なお、自治体による指定管理施設については対象とする。 3 複数のサービス種別を運営している事業所等は、サービス種別ごとの基準額を合算できることとする。ただし、訪問・相談系については、同一の事業所が同一の所在地において、上記に掲げる複数の訪問・相談系サービスを提供している場合にあっては、1事業所とみなす。 4 以下の障害者支援施設等は本補助金の対象外とする。 ・申請開始日以降に新規開設された障害者支援施設等 ・申請書兼実績報告書の提出時点で廃止・休止になることが明らかになっている障害者支援施設等		